

## 第9章 立体横断施設

### 目次

#### ．総則

- 第1節 適用の範囲 9 - 1
- 第2節 立体横断施設の目的・定義・種類 9 - 1

#### ．設計のための基本的事項

- 第1節 立体横断施設の設置基準 9 - 2
- 第2節 横断歩道橋・地下横断歩道 9 - 2
  - 1．幅員 9 - 2

#### ．技術指針

- 第1節 横断歩道橋 9 - 3
  - 1．設計一般 9 - 3
    - 1 - 1 横断歩道橋の路面勾配 9 - 3
    - 1 - 2 桁下高 9 - 3
    - 1 - 3 高欄 9 - 3
    - 1 - 4 基礎 9 - 3
    - 1 - 5 橋脚 9 - 4
    - 1 - 6 昇降方式 9 - 4
    - 1 - 7 階段及び斜路付階段 9 - 4
    - 1 - 8 舗装 9 - 4
    - 1 - 9 踊り場 9 - 4
    - 1 - 10 手すり等 9 - 4
    - 1 - 11 たわみ 9 - 5
    - 1 - 12 振動 9 - 5
    - 1 - 13 落橋防止 9 - 5
    - 1 - 14 耐震設計 9 - 5
  - 2．荷重 9 - 6
  - 3．基礎工 9 - 6
  - 4．照明 9 - 6
  - 5．その他 9 - 6
    - 5 - 1 塗装 9 - 6
    - 5 - 2 防護施設 9 - 6
    - 5 - 3 階段出入口の構造 9 - 7
    - 5 - 4 橋面舗装 9 - 7
    - 5 - 5 排水施設 9 - 7
    - 5 - 6 横断歩道橋の名称（橋歴板）等 9 - 8
    - 5 - 7 その他 9 - 8

<b>第2節 地下横断歩道</b>	9 - 8
<b>1 . 設計一般</b>	9 - 8
1 - 1 危険物貯蔵地下タンク等との関連	9 - 8
1 - 2 地下横断歩道の標準平面形式	9 - 8
1 - 3 昇降方式	9 - 9
1 - 4 階段及び斜路付階段	9 - 9
1 - 5 舗装	9 - 9
1 - 6 踊り場	9 - 9
1 - 7 手すり等	9 - 9
1 - 8 防水構造等	9 - 9
1 - 9 出入口部	9 - 9
1 - 10 設計に用いる活荷重	9 - 9
1 - 11 冠水検知センサーの設置	9 - 9
<b>2 . 照明</b>	9 - 9
2 - 1 設計一般	9 - 9
2 - 2 施工	9 - 10
<b>3 . 地下道銘板及び案内板</b>	9 - 10
3 - 1 地下道銘板	9 - 10
3 - 2 案内板	9 - 10
3 - 3 通行標示板	9 - 10
<b>4 . 広報枠</b>	9 - 10
<b>5 . 防水工</b>	9 - 10
5 - 1 設計一般	9 - 10
<b>6 . 排水</b>	9 - 11
6 - 1 排水工	9 - 11
6 - 2 排水施設	9 - 11
<b>7 . 伸縮継手</b>	9 - 12
<b>8 . 隅切</b>	9 - 13
<b>9 . 内装等</b>	9 - 13
<b>10 . 屋根設備等</b>	9 - 13
<b>11 . 防犯施設</b>	9 - 14
11 - 1 設計一般	9 - 14
11 - 2 防犯施設設置標準図	9 - 14

## . 総 則

---

立体横断施設は、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「新バリアフリー法」)の「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(平成18年12月19日 国土交通省告示第40号)に基づくものとする。

### 第1節 適用の範囲

この設計要領に示していない事項については、下表の基準による。

指 針 等	発 行 年	発 行 者
立体横断施設技術基準・同解説	昭和54年 1月	日本道路協会
道路構造令の解説と運用	平成16年 2月	日本道路協会
土木構造物標準設計5(改訂作業中)	昭和60年 2月	全日本建設技術協会
人にやさしい歩道橋計画 設計指針・同解説	平成 9年 6月	日本鋼構造協会
道路橋示方書・同解説 . . . .	平成14年 3月	日本道路協会
杭基礎設計便覧	平成 4年10月	日本道路協会
道路管理施設等設計指針(案)・同設計要領(案)	平成15年 7月	日本建設機械化協会
道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成20年 2月	国土技術研究センター

### 第2節 立体横断施設の目的・定義・種類

立体横断施設の目的・定義・種類は、「立体横断施設技術基準・同解説」(日本道路協会 S54.1)によるものとする。

## . 設計のための基本的事項

---

### 第1節 立体横断施設の設置基準

立体横断施設の設置基準などは、「立体横断施設技術基準・同解説」(日本道路協会 S54.1)によるものとする。  
なお、立体横断施設の設置場所及び形式・構造など「道路構造令の解説と運用」(日本道路協会 H16.2) 9-2-1を参照するとよい。

### 第2節 横断歩道橋・地下横断歩道

#### 1. 幅員

高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に設置する立体横断施設の幅員は、下記によるものとする。

階段：1.5m以上

通路：2.0m以上

傾斜路：2.0m以上

注) 1. 斜路方式及び斜路付階段方式の幅員は自転車、歩行者等の交通量並びに利用者の形態(自転車、車いす)等を考慮して決定するものとする。

(参考) 手動車いすの全幅は大型、中型、小型ともに630mm以下(JIS T9201)

2. 斜路付階段の斜路部分の幅員は0.6mを標準とする。なお、斜路の利用状況に応じ、斜路部の幅員を広げることは可能とする。

3. 斜路付階段の斜路部分は、中央に設けるものを原則とする。

4. 斜路付階段方式で通路と階段等が直線形の場合は、機能性、経済性、内部景観等を検討し、通路と階段等の幅員を広い幅員に合わせることができる。

5. 横断歩道橋、地下横断歩道を設置後の歩道等の残存幅員は、歩道にあっては2m以上、自歩道にあっては3m以上確保するものとする。

# 技術指針

## 第1節 横断歩道橋

### 1. 設計一般

#### 1-1 横断歩道橋の路面勾配

1) 縦断勾配は、下図を標準とする。

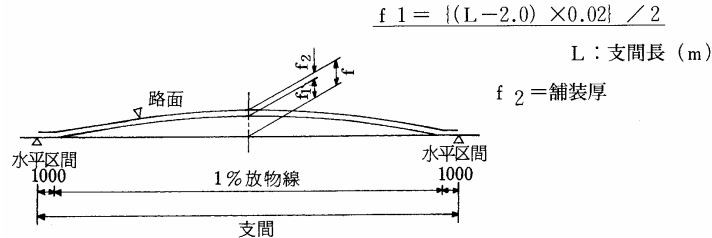


図3 1

なお、詳細については、標準設計第5巻3.3.6製作上の注意事項を参照のこと。

2) 横断勾配は2%放物線を標準とする。

#### 1-2 桁下高

桁下高さは、道路面の補修等を考慮して、4.7mを確保する。

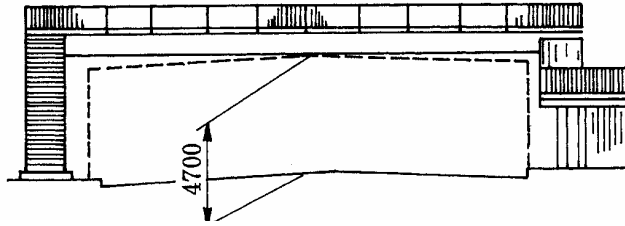


図3 - 2

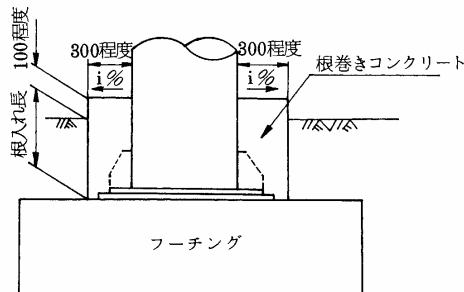
#### 1-3 高欄

1) 高欄の高さは通路・階段とも路面から1.1mを標準とする。

2) 高欄の縦リブの間隔は、15cm以下を標準とする。

#### 1-4 基礎

基礎上面の高さは下図を標準とする。



根巻きコンクリートの天端面に排水勾配をつける。

図3 - 3 根巻きコンクリートの構造

#### 1-5 橋脚

橋脚に鋼管を使用する場合は汎用性の高い規格寸法を用いるものとする。

## 1 - 6 昇降方式

- 1) 昇降方式については、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置し、交通の状況により必要に応じてエスカレーターを設置する。例外的に、やむを得ない場合は傾斜路とすることができるものとする。この場合の、傾斜路などの勾配は以下とするものとする。

(勾配) 傾斜路：縦断勾配 5%以下とし、やむを得ない場合は、8%以下とする。  
通路：縦断勾配及び横断勾配は付さないこととする。

- 2) 積雪寒冷地域において昇降方式を斜路とする場合で、屋根又は路面に融解設備(ロードヒーティング)等を設けない場合は、階段を併設するものとする。

## 1 - 7 階段及び斜路付階段

階段のけあげ高さ及び踏み幅は次の通りとする。

表3 - 1

	勾配50%の場合	勾配25%の場合(斜路付階段)
けあげ高	15cm	15cm
踏み幅	30cm	60cm

## 1 - 8 舗装

路面(通路・踊り場・階段・斜路)は滑り止め舗装、あるいは滑りにくい粗面で仕上げるものとする。なお、階段の踏み面は、踏み面の角が判るように色のコントラストを設けるのが望ましい。

## 1 - 9 踊り場

踊り場の踏み幅は下表の値以上とする。

表3 - 2

昇降方法	階 段	斜路付階段・斜路
直階段の場合	1.20m	1.70m
その他の場合	階段の幅員	

## 1 - 10 手すり等

### 1) 手すり

昇降部(踊り場含む)には手すりを設けるものとし、その構造は以下を標準とする。

- (1) 子供や老人の利用を考慮し、手すりは2段設置とする。取付高さは通路面より65cm、85cm程度とする。尚、自治体の整備マニュアルと整合をはかるものとする。
- (2) 材質はステンレス 38mm t = 2.0mmを標準とする。
- (3) 取付金具間隔は高欄支柱間隔とする。
- (4) 手すりの先端は図(b)のように横断者にとって危険とならない構造とし、端部には原則としてキャップを設置する。

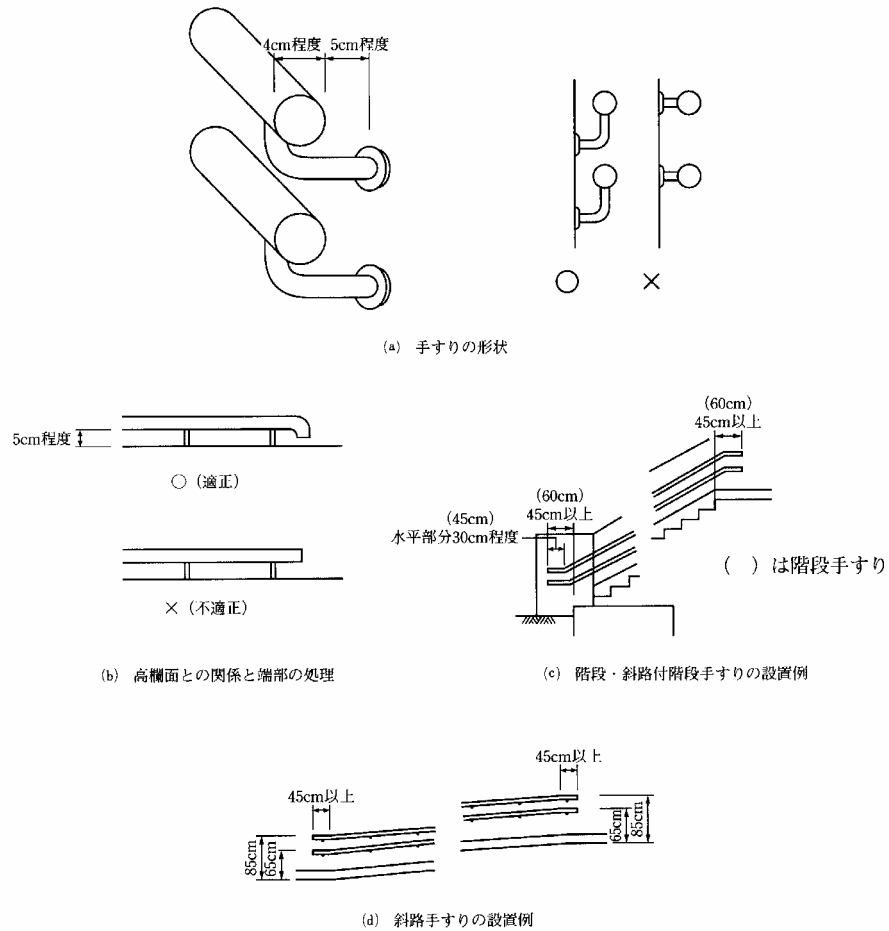


図3-4 (参考図)

## 2) 視覚障害者対策

視覚障害者の誘導として必要に応じて、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」(昭和60年9月、日本道路協会)により、視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

### 1-11 たわみ

活荷重による主桁の最大たわみは、主桁の支間長の $1/600$ 以下とする。

### 1-12 振動

活荷重による主桁の概略固有振動数は $1.5 \sim 2.3\text{Hz}$ にならないようにすることが必要である。

### 1-13 落橋防止

地震に対して落橋のおそれのないよう道路橋示方書(V耐震設計編)・同解説(平成14年3月、日本道路協会)により設置するものとする。

### 1-14 耐震設計

横断歩道橋の耐震設計は、「静的解析」を原則として震度法や地震時保有水平耐力法による。また、下記のような地震時の挙動が複雑な橋においては「動的解析」により、震度法や地震時保有水平耐力法で設計した橋の安全性の照査や設計を行う必要がある。

- 1) 橋の応答に主たる影響を与える震動モードが震度法や地震時保有水平耐力法で想定する震動モードと著しく異なる場合。
- 2) 橋の応答に主たる影響を与える震動モードが2種類以上ある場合。
- 3) 塑性ヒンジが複雑な箇所に想定される場合、または、複雑な構造で塑性ヒンジがどこに生じるかはっきりしない場合。
- 4) 構造部材や橋全体の非線形履歴特性に基づくエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない場合。

## 2. 荷 重

- 1) 横断歩道橋に道路情報板等を設置する場合は、別途風荷重等を考慮するものとする。目かくし板、すそかくし板等を設置する場合は、風荷重を考慮するものとする。

この場合の風荷重は、「道路橋示方書・同解説 共通編」(日本道路協会) 2.2.9 風荷重の項による。

## 3. 基礎工

- 1) 直接基礎のコンクリート設計基準強度は  $c_k = 24 \text{ N/mm}^2$  ( $240 \text{ kgf/cm}^2$ ) を標準とする。
- 2) 杭基礎の杭頭部の結合は剛結合を原則とする。
- 3) 杭基礎の結合方法は、杭基礎設計便覧(平成4年10月、日本道路協会)によるものとする。

## 4. 照 明

- 1) 周辺の道路状況をふまえ、道路照明との兼用及び地上からの設置も検討するものとする。
- 2) 照明施設の設置位置については、通行する自動車の運転者に悪影響を与えないよう考慮するものとする。

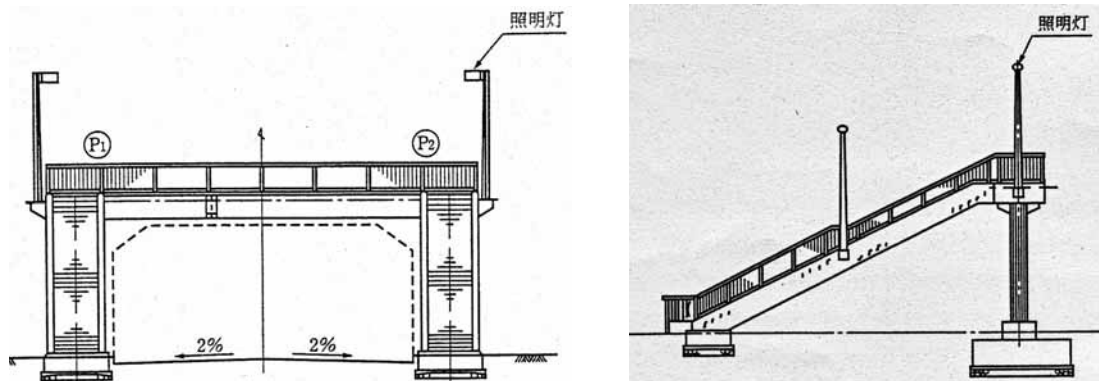


図3-5 (設置例)

## 5. その他

### 5-1 塗 装

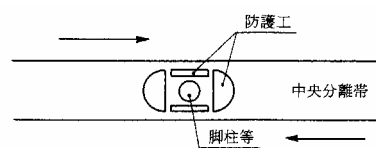
- 1) 横断歩道橋の塗装は、原則として工場塗装とする。
- 2) 塗装回数は4回を原則とする。但し、「道路橋示方書・同解説 共通編 コンクリート橋編」(日本道路協会)による地域、また積雪寒冷地で凍結防止材を散布する地域は、塗装を検討する。
- 3) 本設計要領の「第8章道路付属物 第6節道路照明施設設置」の項を考慮すること。

### 5-2 防護施設

- 1) 設置箇所

(1) 中央分離帯の場合

(a) 剛性防護工



(b) たわみ性防護工

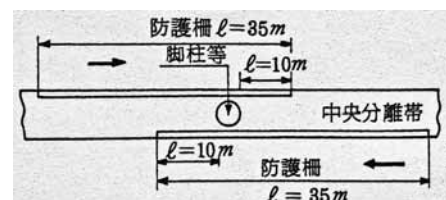
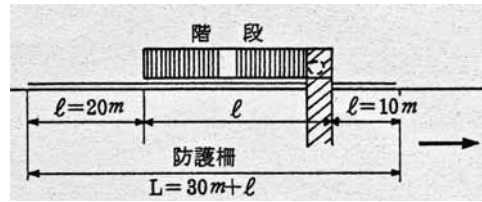


図3-6



(2) 路側の場合



※防護柵は、ガードレールA種、支柱間隔2mを標準とする。

(3) 設置余裕幅

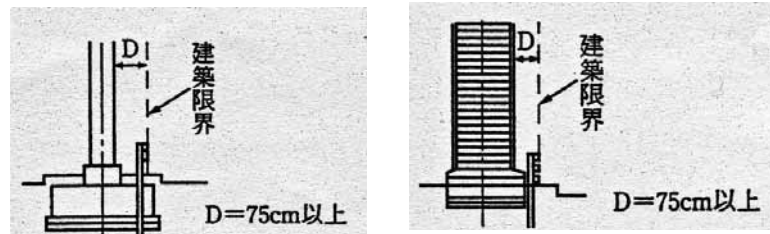


図3 - 7

D = 75cm が確保できない場合は、50cm まで縮小することが出来る。この場合ガードレールの支柱間隔は1mとする。

- 2) たわみ性防護工を施工する場合は橋脚(鋼管柱)に、中埋コンクリートを車道面より原則として2.0m以上施工するものとする。コンクリートの設計基準強度は  $c k = 18 \text{ N/mm}^2$  ( $180 \text{ kgf/cm}^2$ ) とする。
- 3) 剛性防護工を施工する場合は、車道方向については  $4 \text{ t/m}$ 、車道と直角方向については  $2 \text{ t/m}$  の衝突荷重のいずれかが壁の天端に働くものとして設計する。なお防護工の高さは地表面から  $1.0 \text{ m}$  とする。
- 4) 防護施設を設けた場合は橋脚に衝突荷重は考慮しないものを原則とする。

5 - 3 階段出入口の構造

- 1) 階段出入口の構造は、1段程度はコンクリートにより整備する。
- 2) 斜路のすりつけは、路面まで行うものとする。

5 - 4 橋面舗装

橋面舗装は、周辺の環境条件等を考慮して決定する。

5 - 5 排水施設

排水施設の設計は標準設計5・立体横断施設、横断歩道橋、地下横断歩道編による。

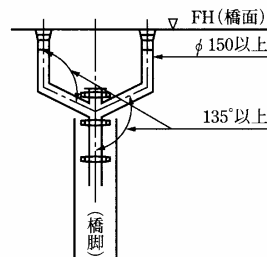


図3 - 8

なお材料の使用区分は原則として

- |             |      |               |
|-------------|------|---------------|
| 積雪寒冷地域..... | SGP管 | } を使用するものとする。 |
| その他地域.....  | VP管  |               |

## 5 - 6 横断歩道橋の名称（橋歴板）等

### 1) 橋歴板

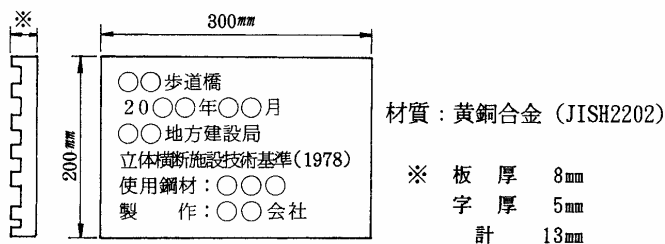


図 3 - 9

### 2) 設置位置等（第 8 章道路附属物を参照）

## 5 - 7 その他

- 1) 標識等の設置に当たっては主要部材に影響を及ぼさないようあらかじめ補剛材を追加する等の考慮をするものとする。

注) 丁目、字名は必要に応じて入れる。

- 2) 通行標示板

斜路、斜路付階段は、“自転車を降りて通行するよう注意を与える”通行標示板を設置することが望ましい。

## 第 2 節 地下横断歩道

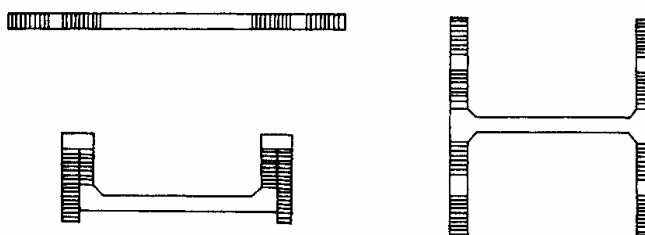
### 1. 設計一般

#### 1 - 1 危険物貯蔵地下タンク等との関連

- 1) 地下横断歩道を計画、施工する付近に危険物貯蔵地下タンクがある場合は「消防法」第 10 条及び「危険物の規制に関する政令」第 13 条（地下タンク貯蔵所の基準）を留意するものとする。
- 2) 出入口の位置の選定に際しては、出入口の上屋が車道からの視距の障害とならないよう、留意するものとする。

#### 1 - 2 地下横断歩道の標準平面形式

##### 1) 単路の場合



##### 2) 大きい交差点の場合

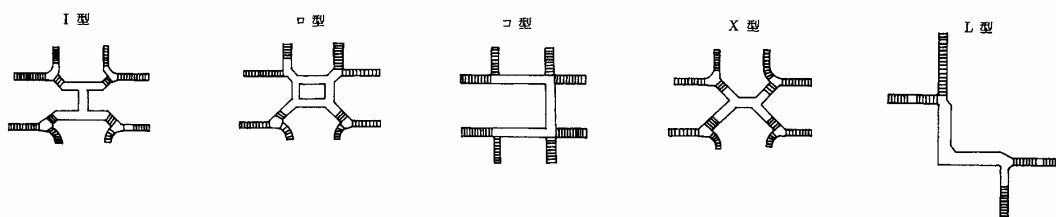


図 3 - 10

### 1 - 3 昇降方式

本章 - 第1節1 - 6昇降方式によるものとする。

### 1 - 4 階段及び斜路付階段

本章 - 第1節1 - 7階段及び斜路付階段によるものとする。

### 1 - 5 舗装

本章 - 第1節1 - 8舗装によるものとする。

### 1 - 6 踊り場

本章 - 第1節1 - 9踊り場によるものとする。

### 1 - 7 手すり等

本章 - 第1節1 - 10手すり等によるものとする。

### 1 - 8 防水構造等

立体横断地下道の継手部は、遮水構造とし、躯体部については防水工を施工するものとする。

### 1 - 9 出入口部

出入口部の躯体は上屋荷重を考慮し、沈下等がおきないように設計するものとする。

### 1 - 10 設計に用いる活荷重

「第4章ボックスカルバート - 第1節1 荷重の取り扱いについて」によるものとする。

### 1 - 11 冠水検知センサーの設置

立体横断地下道を設置する地域の状況（過去及び将来の予想の出水状況等）を勘案の上、冠水検知センサーの設置を検討すること。

## 2. 照明

### 2 - 1 設計一般

地下横断歩道の照明は、以下により設置するものとする。

出入口とは、図に示す部分とし、照明器具は屋根につけるものとする。

なお出入口部は昼間に自動点滅器で、消灯することができるものとする。

自然採光を取り入れる構造・形式を考慮することとする

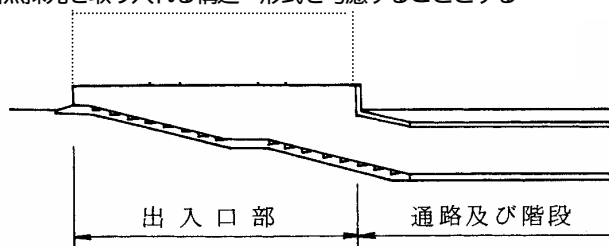


図3 - 11

#### 1) 照度(平均照度)

表3 - 3

場 所		照 度
出入口部	(A)	100 LX以上
	(B)	50 LX以上
通路及び階段		50 LX以上

(A) 平面的に見通しがきかない場合... U H L 型の地下道

(B) 平面的に見通しがきく場合..... I 型の地下道

ただし、現場状況により、「JIS Z 9110 (照度基準) 付表9 (通路、広場、公園) の連絡通路」の範囲で調整できるものとする。

- 2) 蛍光灯はアクリルカバー付防湿型を標準とするが、必要に応じて強化ガラスガード等を使用する事ができる。
- 3) 灯具の設置は頂版隅角部に半埋込み方式とするが、余裕高がある場合はその範囲内に設置してもよいものとする。
- 4) 照度計算

$$E \cdot A = N \cdot P \cdot U \cdot M$$

ここで E : 平均水平照度 (Lx)

N : 灯数 (個)

P : 1 灯当りの光束数 (Lm)      ここで M : 0.7

U : 照明率      U : 0.4

A : 室の面積 (m<sup>2</sup>)      P : 40W...3,000Lm

M : 保守率      20W...1,200Lm

## 2-2 施工

施工は以下を標準とする。

- 1) 配管

表3-4

布設方法	施工場所	使用管路
埋込	コンクリート内	硬質塩化ビニール電線管(JIS C8430)
露出	屋外	硬質塩化ビニール電線管(JIS C8430)
	橋梁・その他屋外	薄鋼電線管(JIS C8305)
	強度が必要な場所	厚鋼電線管(JIS C8305)

・配管は原則としてコンクリート内埋込とする。

・埋込の硬質塩化ビニール電線管 (JIS C 8430) は、「JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニール管) 付属書 1 (規定) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管の落錘衝撃 試験方法」により試験し、異常のないものとする。

- 2) 電気方式

照明関係      単相3線式      200V / 100V

ポンプ関係      3相3線式      200V

- 3) その他

照明器具及びポンプには、必ずアース (D種) をすること。

## 3. 地下道銘板及び案内板

### 3-1 地下道銘板

一般道路利用者に明確にわかるように地下道銘板を設けるものとし、字枠の大きさは150mm×450mmとする。

### 3-2 案内板

- 1) 行先案内板を必要に応じて設けるものとし、字枠の大きさは150mm×150mmで壁面はめ込み方式を標準とする。
- 2) 交通弱者の利用にも配慮した設計を考慮する。

### 3-3 通行標示板

斜路、斜路付階段は自転車を降りて通行するよう注意を与える通行標示板を設置することが望ましい。

## 4. 広報枠

必要に応じて広報枠を設けることができるものとし、広告照明はすべて内部照明とする。

なお、管理等については、事前の調整を図るものとする。

## 5. 防水工

### 5 - 1 設計一般

- 1) 防水工は、地下水等の現場条件を十分検討の上、必要に応じて施工するものとする。
- 2) 工法の選択は効果の確実性、施工の難易、工費及び沿道対策等を比較検討して、アスファルト防水又はシート防水を使用する。
- 3) 施工

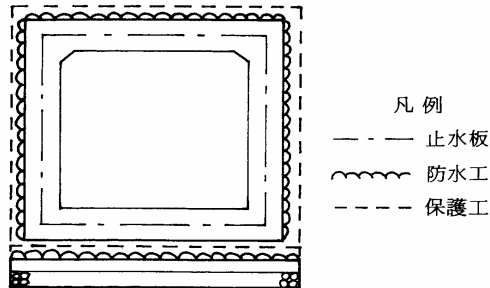


図3 - 1 2

壁面（四面）全面の全長にわたり防水工を施すものとする。

- 4) 防水（シート防水）の構造は、「第16章 共同溝」に準ずるものとする。

## 6. 排水

地下道排水施設は、地下道に進入した雨水等を外に排水し、安全な歩道の確保を目的とするものである。

排水については、ポンプから排出された水が確実に河川等に流れ込むように、流末まで計画しなければならない。

又、保守点検整備を考慮し、ポンプ・配管・配線・操作盤等の着脱が効率よく行えるよう計画しなければならない。

### 6 - 1 排水工

階段等と本体との取付部には排水工を設けるものとする。

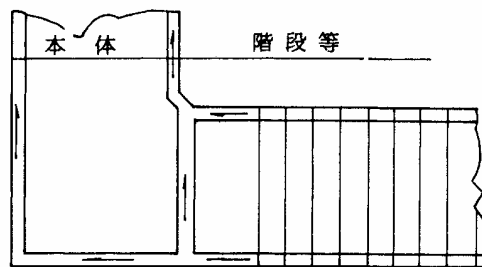


図3 - 1 3 排水工詳細図

### 6 - 2 排水施設

#### 1) 排水溝

排水溝は原則として下図に示す側溝を設置するものとし、0.3%以上の排水勾配を確保するよう努めるものとする。

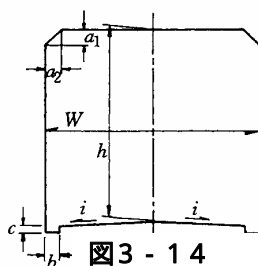


図3 - 1 4

w : 地下横断歩道の幅員

h : 内空高（2.5m以上）

a 1 : 0.3m以下

a 2 : 0.5m以下

b : 寸法は計画雨水量等を考慮して決定するものとする。

c : 寸法は計画雨水量等を考慮して決定するものとする。

i : 1 ~ 2%

## 2) 集水槽

集水槽は標準設計によるものとする。ただし、ポンプの波状運転を防止する必要がある場合は、集水槽の容量を大きくすることができるものとする。

## 3) 排水設備の形式、容量

### (1) 形式

排水ポンプの形式は水中ポンプを標準とする。

### (2) 排水ポンプ容量

排水ポンプ容量は、地理的条件、気象状況およびピット形状等の現場条件により決定するものとする。

設置台数は危険分散を考慮して、ピット1ヶ所につき2台以上を標準とする。尚、複数台設置の場合はそれぞれ同一容量、同一性能のポンプとするのが望ましい。

### (3) 排水設備の設計

排水設備の設計は、平成12年4月(予定)(社)日本建設機械化協会関西支部発行の「道路管理施設等設計指針(案)」によるものとする。

### (4) 操作制御装置

#### 1. 操作制御装置の機器選定、配置等はつぎの各項を考慮して定める。

イ) 安全性、信頼性ともに高く、経済的に優れかつ保守点検、管理の容易なものとする。

ロ) 機場の無人化、ポンプの自動運転に適した設備内容であるとともに効率運用の可能なものとする。排水ポンプを複数台設置の場合、排水運転は1台毎の交互運転とし、流入量等の状況に応じ、複数台同時運転可能な構造とする。

ハ) 機器は水没しない場所と位置を選んで設置するものとし、ポンプや弁類が冠水状態となっても運転を継続して排水を行えるよう考慮する。

ニ) 機器は防湿性に留意した構造とし、耐久性および経済性に優れたものとする。

ホ) 機器は極力不燃性、難燃性のものを使用し安全性を高めることが望ましい。

ヘ) 操作制御盤の設計に当たっては、「排水機場の監視操作制御設備標準設計要領(案)」(中部地方整備局)によるものとする。

#### 2. 常用設備としての排水設備に対して、商用電源が停電しても、ポンプの運転ならびに排水を可能にするための予備電源としての発電設備を設置するのが安全である。

万一、発電設備をおかない場合でも、可搬式発電設備との結合が可能なように盤側に端子を設けておくことが必要である。

#### 3. 操作制御設備は、開閉器盤(動力盤)補助継電器盤、機側操作盤等より構成するものとし、その組み合わせは設備規模および維持管理体制を検討のうえ決める。

### (5) 配線

配線の接続については、地下道外で行うことを標準とする。

## 4) 計画雨水量

計画雨水量は下記を標準とする。

$$Q = (1 / (3.6 * 10 * * 6)) * c * i * a$$

Q = 計画雨水量 (m<sup>3</sup> / s e c )

c = 流出係数 1.0 (完全舗装)

i = 降雨強度 (mm / h )

a = 降雨対象面積 (m<sup>2</sup>) ..... 出入口の半地下部分の面積とする。

地 域	降雨強度
静岡、愛知、岐阜、長野、三重(北中部)	90 mm/h
三重(南部)	110 mm/h

注) 山地は上記の2割増、特に要注意地域は4割増

## 7. 伸縮継手

第4章ボックスカルバートを参照。

## 8. 隅切

階段等と本体の接合部には10cm以上の隅切を設けるものとし、斜路及び斜路付階段構造の場合には1m以上の隅切を設けることが望ましい。

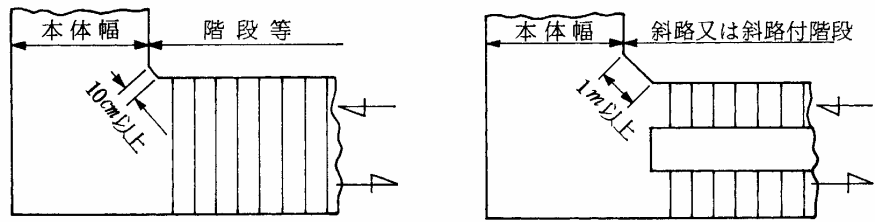


図3 - 15 接合部隅切詳細図

## 9. 内装等

地下横断歩道には、内装をすることを原則とする。工法については、地域の特性、周辺の状況及び維持管理を考慮し決定する。

なお、内装の設計に当たっては、本要領 第12章 トンネル内装工 及び第4章 ボックスカルバートの関連する項目を参照するとよい。

## 10. 屋根設備等

- 1) 階段開口部には、屋根設備を設けるものとする。工法については、周辺の状況に適した形状とする。
- 2) 出入口の周辺は、歩道面高 + 1.2 mの壁を設けるものとする。

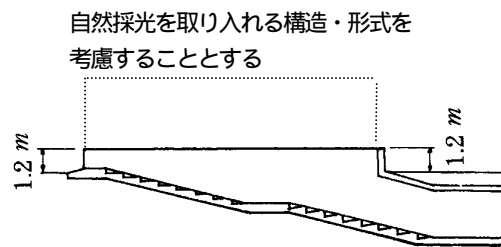


図3 - 16

- 3) 積雪寒冷地域においては、雪の吹込み等を防止するために、壁（合成樹脂板等）を設けることができるものとする。

- 4) 出入口の床面は路面から1段程度高くする。

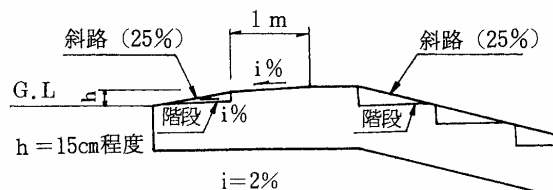


図3 - 17

5) 本線が、高架構造の場合、自然採光の構造を検討するものとする。

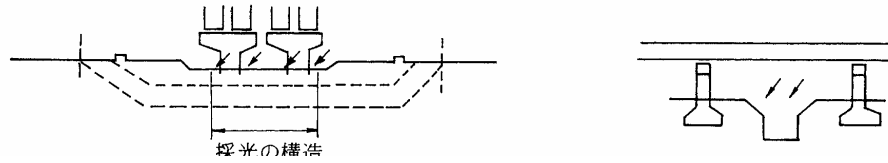


図3 - 18

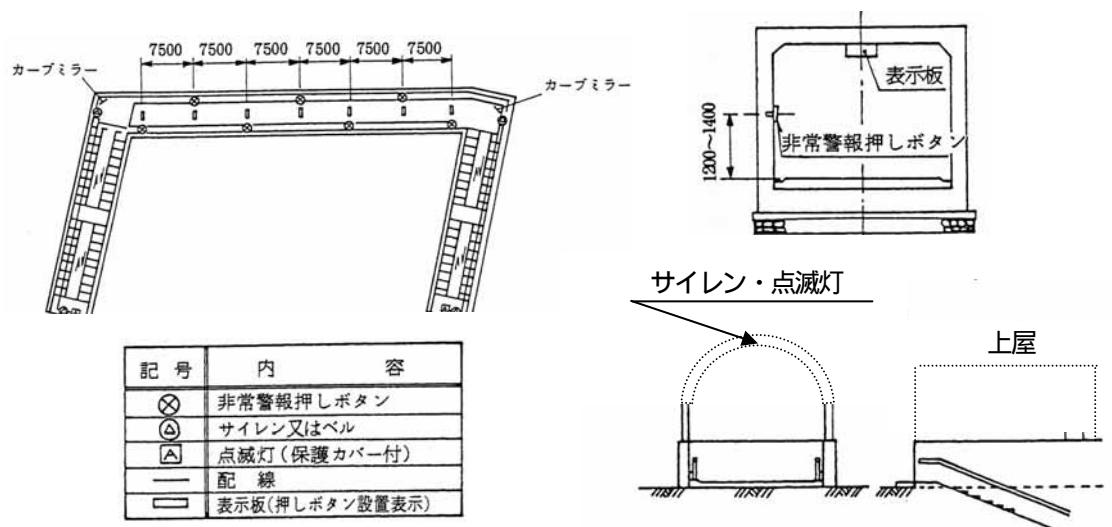
## 11. 防犯施設

### 11-1 設計一般

- 1) 防犯施設は必要に応じ設置する。
- 2) 防犯施設の設置にあたっては地元住民及び所轄警察署の協力を得られるようにする。但し、人通りが極端に少ない場合は、遠方監視も検討する。
- 3) 防犯効果を高めるため地下道出入口部に防犯施設設置の標示を行うと共にコーナー部には原則としてカーブミラーを設置する。
- 4) 防犯施設には非常用電源を併設することが望ましい。
- 5) 防犯施設は次を標準とする。
  - (1) 非常警報押しボタン
    - (a) 設置間隔 10m以内
    - (b) 設置高 1.2～1.4m
    - (c) 表示ランプ 赤色(発報時点滅)
    - (d) スイッチカバー付
  - (2) 音響及び発光報知器
    - (a) 音響報知器 ベル又は電子サイレン
    - (b) 発光報知器 赤色点滅灯又は赤色回転灯
  - (3) 表示板(押しボタン)
 白色アクリル板赤色文字

### 11-2 防犯施設設置標準図

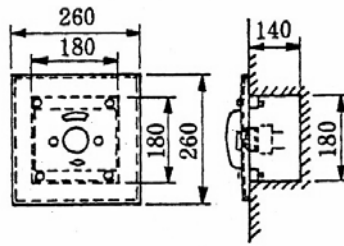
#### 1) 配置図



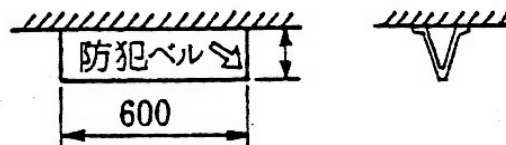


2) 詳細図

非常警報押しボタン詳細図



標示板詳細図



サイレン取付(壁部)詳細図

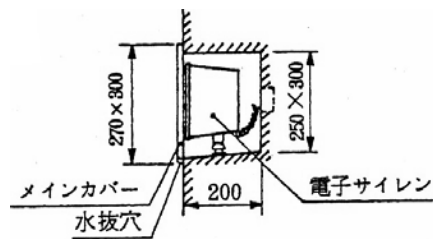


図3 - 19(1)

3) 立看板(参考例)

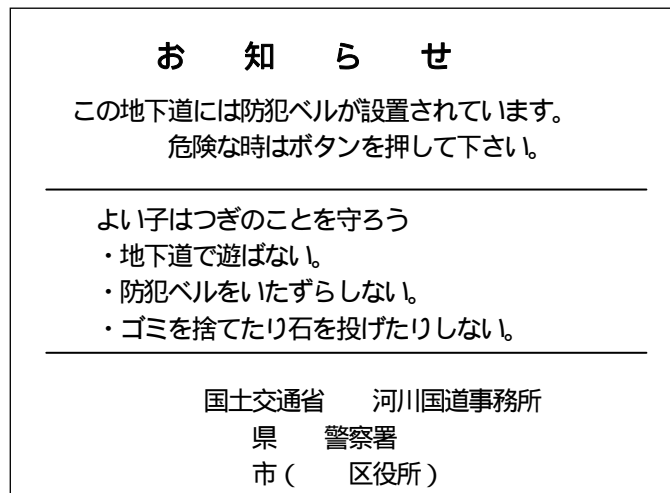


図3 - 19(2)